監 査 報 告 書

平成24年6月14日

国立大学法人岡山大学 学長 森田 潔 殿



私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において 準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学の 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の業務について監 査を行いました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議に出席するほか、各業務の担当理事及び担当部門責任者等との面談並びに重要な書類の閲覧等により、業務運営の実態を把握するとともに、本部、学部、研究科、附属病院、その他の主要な事業所において業務執行及び財産管理の状況を調査しました。

また、本学関係者及び会計監査人から報告・説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1)会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (2) 財務諸表は、国立大学法人会計基準及び同注解に従い、また、一般に公正妥当と 認められる方法により作成されており、国立大学法人岡山大学の財政状態及び運営 状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人岡山大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4)決算報告書は、国立大学法人岡山大学の予算の区分に従って決算の状況を適正に 表示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。